

池田市図書館における図書館資料の弁償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田市図書館条例施行規則（昭和55年池田市教育委員会規則第11号）第12条の規定に基づき、池田市立図書館及び池田市立石橋図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料、その他の図書館資料（以下「図書館資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の請求)

第2条 図書館の利用者が図書館資料を紛失、汚損又は破損（以下「紛失等」という。）したときは、館長は、当該利用者に対し弁償を求めるものとする。

(弁償の方法)

第3条 図書館資料の弁償は、現物により行うものとする。ただし、弁償の対象となる図書館資料が絶版、非売品等の理由により現物の入手が困難であるときは、当該資料を所蔵する図書館の館長が指定する同程度の価格の別の現物により弁償するものとする。

2 映像資料の弁償は、図書館資料と同様の著作権処理がなされた現物により行うものとする。

3 図書等の型紙、地図、CD-ROM等の付録及び視聴覚資料の歌詞カード又は解説等の付属資料については、版等が同一であれば、付録のみを弁償することができる。

(弁償の基準)

第4条 弁償に該当するか否かの判断は、別表の規定に基づき、複数の職員によって行うものとする。

(弁償後の図書館資料)

第5条 弁償した現物は、その後紛失した図書館資料が発見された場合であっても、返還しないものとする。ただし、館長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 汚損又は破損した図書館資料は、弁償後に利用者に譲渡するものとする。ただし、館長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(貸出し及び予約の制限)

第6条 館長は、第2条の規定による弁償を求めたにもかかわらず弁償に応じない利用者に対し、図書館資料の貸出し及び予約を制限することができる。

(弁償の免除)

第7条 館長は、図書館資料の紛失等が次の各号のいずれかに該当するときは、弁償を免除することができる。

(1) 自然災害によるとき。

(2) 火災によるとき。

(3) 盗難による紛失のうち、警察に盗難届を提出し、本人の過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと館長が認めたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めるとき。

(弁償免除の方法)

第8条 弁償の免除を受けようとする者は、前条各号に掲げる免除理由を証する書類を提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、図書館資料の弁償に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

1 印刷資料（付録を含む）

	対象	状態
1	水濡れ (雨、湯気、結露等による)	返却の時点で全体的に濡れているもの
		返却の時点で部分的に濡れており、万力等の処置でも回復しなかったもの
		乾燥していても、波打ち、ページに歪み、ページの密着等、形状が変わってしまっているもの
		カビが発生しているもの
		色がついたもの又は変色したもの
2	書込み	マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー等、消すことができない筆記用具による落書きやアンダーライン等の書込みがあるもの
		鉛筆等、消すことが可能な筆記用具であっても、消去後も痕跡が残る、退色等、その後の利用に影響のするもの
3	汚損	飲食物、血液、唾液、ペットの糞尿等、衛生上問題のあるものが付着しているもの
4	破損	破れ、切り取り、ページの欠損が生じたもの
		煙草等による焦げ跡が残ったもの
5	噛み跡	人やペット等の噛み跡により衛生上問題があるもの
		噛み跡や傷が生じて破損したもの
6	異物の挟み込み等	衛生上問題のあるものが挟み込まれていたもの
		挟み込まれている異物を取り除いても、汚れ、染み等、利用に支障のあるもの
7	ページ折り癖	ページの折り癖により形状が変わってしまったもの
8	付録の紛失、欠損等	付録の紛失、欠落等により、利用上支障のあるもの
9	におい、べたつき	悪臭、香水等の臭いがとれないもの、べたつきが生じているもの、ページがくっついてしまっているもの
10	その他	利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と判断されるもの

2 視聴覚資料

1	再生機器で再生できない状態になったもの
2	再生の際に機器の故障が生じる恐れがあるもの